自までしました。 のすすめ美容所編

1 なぜ自主管理か?

自主管理とは、施設利用者に安心して利用していただくために、何が重要で、何を管理すればよいか を考え、日常業務において行う管理のことです。

環境衛生関係営業施設は、直接利用者の健康にかかわる業種であるため、施設の衛生と利用者の安全確保において、営業者の方々の責任は重大です。ひとたび、事故が発生すると、施設においても、営業的に相当なダメージになり、被害者にとっても肉体的・精神的な影響が残る場合が多いのです。事故による健康被害の発生は、予期できないことですので、日常の管理の中で、「異変に気づく」、「責任者や他の従業員に知らせる」、「適切に処理する」は重要です。

2 自主管理のポイント

大別して「施設・設備に対する衛生管理」と「従事者に対する衛生管理」のこの二つのポイントが大切です。仮に施設や設備の管理方法をしっかり決めていても、従事者にその方法を守る基本的な衛生知識が不足していては、それを維持していくことはできません。営業者の方はそれらに対し責任をもって取り組まなければなりません。日常業務における衛生管理とは何かを考えてください。一言に「自主管理」といっても、自分の施設をしっかり把握しておかなければ、自分の施設にあった衛生管理の方法はみつかりません。

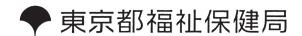
ポイントをしっかり押さえた衛生管理の方法を少しずつ積み重ねることにより、衛生的な施設・設備や質の高いサービスの提供が可能となり、従事者の衛生意識や向上心がより高まり、効率的に施設管理が行えるようになります。また、そうすることにより顧客を増やし、施設・設備の老朽化を防ぐことにもつながっていきます。

以上のような衛生管理を行うことにより、要約すると次のようなメリットが考えられます。

メリット1 店内が清潔になり、施設利用者が安心して利用でき、苦情が減ります。

メリット2 従事者の衛生意識が高まります。

メリット3 日常的に、衛生管理を行うことにより、安全性が高まり、質の良いサービスが提供できます。



3 自主管理点検票について

自主管理点検票は、前記1、2を具体的に実践し、環境衛生関係営業者の衛生管理に対する意識の高 揚を図ることを目的に、業種別に発行されています。

業種別の「自主管理点検票」は毎年、東京都からの受託事業である「環境衛生教育事業」の一環として、(社)東京都環境衛生協会から各地区協会の環境衛生自治指導員を通じて、理容所、美容所、クリーニング所、興行場、ホテル・旅館、公衆浴場などの協会に加入している全施設、全会員に配布されます。

4 美容所自主管理点検票について

美容所自主管理点検票は、下記のとおり全10項目になっており、このパンフレットでは、これらの点 検項目をすべて表示し、そのうちの主要なものについて点検のポイントについて説明しています。

自主管理点検の方法は、「①毎月1回、日を決めて、開設者又は管理者が自らの責任で点検すること。 ②点検票の各項目について、適は〇、不適は×を記入し、該当しないものは/をすること。」となっています。

美容所自主管理点検票(平成17年度)

施設名称: 所在地: 開設者名: ○:適、×:不適 点検月日(月/日) No. 項目 容 採光・照 明・換気 1 ・適切な採光、照明、換気を行っているか。 施設の ・施設内は毎日清掃し、設備は、常に清潔にしているか。 2 清潔 ・消毒薬の取替え状況は適正か。例:次亜塩素酸ナトリウムは、毎日エタノール消毒薬は、蒸発、汚れの程度により7日以内 3 消毒薬 4 器具 ・消毒済みの器具は、使用済みのものと区別して清潔に保管しているか。 ・皮膚に接する器具は、一客ごとに次のいずれかの方法で洗浄・消毒を行っているか。 消毒方法 (①~③のいずれか) 消毒の区分 消毒前の処理 消毒方法 かみそり及び血 家庭用洗剤を使 沸騰後2分間以上煮沸 液が付着してい る器具又はその 用して汚れを落 とした後に十分 エタノール水溶液 (76.9~81.4%) に 10 分以上浸す 1 疑いのある器具 な流水で洗浄す 次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%) る。 に 10 分以上浸す の消毒 紫外線照射 20 分以上 消毒方法(①~⑧のいずれか) 沸騰後2分以上煮沸 80 度以上の蒸気に 10 分以上さらす エタノール水溶液(76.9~81.4%)に 0 分以上浸すか、エタノール水溶液を 消毒方法 10 分以上浸すか、 含ませた綿等で拭く 上記以外の皮膚 よく洗浄する。 2 に接する器具の 6 逆性石けん水溶液 (0.1%) に 10 分以 グルコン酸クロルヘキシジン水溶液 (0.05%) に 10 分以上浸す 8 両性界面活性剤水溶液(0.1%)に10 分以上浸す 布片類 ・客用の布片は、清潔に保ち、一客ごとに取り替えているか。 6 作業室の ・作業室と待合場所の区別は、明確にされているか。 7 着衣・マスク ・清潔な作業衣、マスク等を着用しているか。 8 従事者の 9 ・開設者及び管理美容師は、常に従事者の健康管理に注意しているか。 健康 10 ・従業員や施設の構造設備等に変更があった場合、保健所長に届出を行っているか。 届出

(注)実物の点検月日欄は12ヶ月分となっています。